

参考資料

- 1 八千代市環境基本条例
- 2 環境に関する主な出来事
- 3 用語の解説

1 八千代市環境基本条例

平成10年11月24日
条例 第30号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策等(第8条—第18条)

第3章 環境の保全に関する推進体制等(第19条・第20条)

第4章 八千代市環境審議会(第21条)

附則

八千代市は、印旛沼を望む新川をはじめとする豊かな自然環境のもと、先人の英知と努力を受け継ぎながら調和のとれたまちづくりを進めてきた。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、従来の環境行政の枠組みだけでは対応しにくい都市・生活型の公害の発生や身近な自然の減少など、様々な問題が顕在化してきており、さらに私たちの日常の生活や都市の活動そのものが、地球規模で環境に影響を与えてきていることから、一人一人が環境に配慮した新たな対応が求められている。

もとより、恵み豊かな環境は、私たちにとってかけがえのないものであり、これをより良い状態に保全し将来の世代へ引き継いでいくことは、私たち市民の願いであり、責務である。

私たちは、日常の生活や都市の活動のあり方を身の回りから見つめ直し、市、事業者及び市民のすべての者の協力によって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者が自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない

い。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(施策等の公表)

第7条 市長は、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を定期的に公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 公害の防止策を進め、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等により、環境への負荷の小さな社会の実現を図ること。
- (3) 野生生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系の確保に努めるとともに、森林、農地、谷津等の適正な保全及び地域に応じた緑化の推進を図り、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (4) 河川等の水辺地の環境の適正な保全及び整備を図るとともに、水と緑に配慮した都市基盤の整備を推進すること。
- (5) 地域の特性をいかした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成等を図り、もつて潤いと安らぎのある生活環境を創造すること。

(環境保全計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、八千代市環境保全計画(以下「環境保全計画」という。)を定めなければならない。

2 環境保全計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境保全計画を定めるに当たっては、あらかじめ、八千代市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境保全計画の変更について準用する。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第11条 市は、環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する活動をすることとなるように誘導するために必要があると認めるとときは、その活動を行う者に対して適切な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第13条 市は、環境の保全に関する施策に市民等の意見が反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第14条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第3章 環境の保全に関する推進体制等

(施策の推進体制の整備等)

第19条 市は、その機関相互の緊密な連携を図り、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、民間団体等と協力して取り組むことができるように必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第4章 八千代市環境審議会

(環境審議会)

第21条 環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、八千代市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 市長は、次に掲げる事項を審議会に諮問しなければならない。

- (1) 環境保全計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項
- 3 審議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者 4人以内
 - (2) 事業者の代表者 4人以内
 - (3) 市民 4人以内
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平20条例20・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
(最初に委嘱される委員の任期)
- 2 この条例施行後最初に委嘱される委員の任期は、第21条第5項の規定にかかわらず、平成12年6月1日までとする。
(八千代市公害防止条例の一部改正)
- 3 八千代市公害防止条例(昭和47年八千代市条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成20年条例第20号)

この条例は、平成21年1月15日から施行する。

2 環境に関する主な出来事

昭和32年	直営事業で塵芥処理開始
32年10月	八千代台住宅団地完成
37年 7月	八千代工業団地完成
40年 7月	吉橋し尿処理場完成
42年 1月	市制施行
43年 3月	国道16号開通
7月	勝田台団地入居
7月	上高野工業団地造成
44年 1月	清掃工場 1号焼却炉竣工
45年 7月	建設部管理課公害係発足
8月	米本団地入居
10月	経済衛生部公害対策課発足
12月	公害モニター制度発足
12月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46年 1月	吉橋工業団地造成
12月	習志野市・八千代市公害防止協定調印
47年 4月	公害防止条例制定
4月	廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
5月	高津団地入居
48年 1月	清掃工場 2号焼却炉竣工
3月	人口10万人を超える。
4月	大気汚染常時監視開始（市役所庁舎屋上に県設置の測定局）
6月	一般廃棄物埋立て処分場使用開始
9月	地下水位観測井戸設置
9月	精密水準点設置
49年 7月	県公害防止条例地下水採取規制の指定地域となる。
9月	騒音規制法の指定地域となる。
50年 4月	騒音規制法に基づき規制基準を定める条例制定
4月	ふるさとの緑を守る条例制定
12月	水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例制定（県）
51年 3月	衛生センター竣工
3月	地盤沈下観測井戸設置
8月	村上団地入居
53年 1月	振動規制法の指定地域となる。
10月	公害防止条例一部改正施行（振動規制）
54年 3月	市と企業17社で公害防止協定を調印

3月	第2次第I期一般廃棄物埋立て処分竣工
54年4月	二酸化窒素千葉県環境目標値告示
6月	上高野新最終処分場埋立て開始
6月	水質汚濁防止法一部改正施行(水質総量規制)
11月	機構改革により公害対策課から環境保全課へ名称変更
56年3月	清掃工場3号焼却炉竣工
4月	大気汚染常時監視開始(市設置の米本測定局)
4月	県設置の大気汚染測定局移設(市役所庁舎屋上から高津測定局へ)
6月	県環境影響評価の実施に関する指導要綱施行
12月	市と企業で公害防止協定を調印(1社)
57年4月	東葉高速鉄道建設設計画に係る環境アセスメントに着手
4月	印旛沼水質管理計画策定
4月	第2次第II期一般廃棄物埋立て処分場竣工
10月	清掃工場に粗大ごみ処理施設竣工
59年6月	東葉高速鉄道工事施行認可
7月	湖沼水質保全特別措置法制定
60年3月	千葉臨海地域公害防止計画策定(S59～S63年度)
12月	湖沼水質保全特別措置法の指定地域となる。
62年3月	印旛沼に係る湖沼水質保全計画策定
5月	緑の都市宣言
63年3月	大気汚染測定局舎設置(米本測定局)
平成元年1月	千葉県地下水汚染防止対策指導要綱施行
2月	第2次第III期一般廃棄物埋立て処分場竣工
3月	清掃センターに連続燃焼式流動床炉竣工
2年3月	千葉県地域公害防止計画策定(H元～H3年度)
6月	水質汚濁防止法の一部改正(生活排水対策等)
3年4月	再生資源の利用の促進に関する法律(通称リサイクル法)制定
8月	土壤環境基準制定
10月	人口15万人を超える。
10月	廃棄物の処理人口及び清掃に関する法律改正(減量化・再生利用の促進)
11月	クリーン推進課新設
4年1月	市制25周年
1月	悪臭防止法に基づく規制地域となる。
3月	大気汚染測定局舎設置(勝田台測定局)
6月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx削減法)制定
7月	新川・桑納川、建設省「ふるさとの川モデル河川」に指定される。
11月	萱田特定土地区画整理事業竣工

12月	自動車NOx削減法の特定地域となる。
5年3月	水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に指定される。
3月	千葉地域公害防止計画策定(H4～H8年度)
11月	環境基本法制定
12月	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例制定
6年3月	第3次第Ⅰ期一般廃棄物埋立て処分場竣工
3月	生活排水対策推進計画策定
7年3月	千葉県環境基本条例・千葉県環境保全条例制定
6月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律制定
8年1月	県立八千代広域公園事業着手
3月	第一次千葉県環境基本計画策定(H8～H17年度)
4月	東葉高速鉄道開業
10月	八千代台地区で資源ごみの分別回収開始
9年1月	八千代市環境フォーラム実行委員会が主催した講演会「グラウンドワークによる街づくり」を開催講演後、ほたるの里づくりについて市民、企業参加協力を得て進めていきたい旨提案した。
3月	地下水環境基準制定
8月	ペットボトル拠点回収開始
10年1月	市内全域ごみ5分別収集開始
2月	千葉地域公害防止計画策定(H9～H13年度)
3月	八千代市ポイ捨て防止に関する条例制定
8月	小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱(千葉県)制定
10月	地球温暖化対策の推進に関する法律制定
11月	八千代市環境基本条例制定
11年7月	ダイオキシン類対策特別措置法制定
12年3月	八千代市環境保全計画策定
5月	グリーン購入法制定
7月	指定ごみ袋制度開始、ペットボトル・紙パック集積場所回収開始
7月	食品トレイ拠点回収開始
13年3月	清掃センター新3号焼却炉竣工
4月	八千代市率先実行計画策定
14年3月	八千代市不法投棄防止条例制定
3月	八千代市クリーン基金条例制定
5月	土壤汚染対策法公布
9月	ごみ及び生活排水処理に関する市民意識調査実施
11月	くらしとごみのシンポジウム開催
15年2月	千葉地域公害防止計画策定(H14～H18年度)
2月	土壤汚染対策法施行
7月	八千代市一般廃棄物処理基本計画策定(H15～H22年度)

10月	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行
12月	八千代市不法投棄対策連絡会議設置
16年 2月	一般廃棄物処理手数料の見直しに係るパブリックコメント実施
3月	リサイクルプラザの P F I 的手法導入可能性調査報告書策定
12月	一般廃棄物処理手数料(指定ごみ袋)値下げ
17年 4月	一般廃棄物処理手数料(事業系ごみ)値上げ
7月	粗大ごみ処理手数料の有料化実施
18年 3月	悪臭防止法に基づく臭気指数規制導入(H18. 3. 27県知事公示、H18. 8. 1 施行)
3月	旧 3号焼却炉解体竣工
3月	ペットボトル減容化施設竣工
19年 3月	八千代市生活排水対策推進計画策定
20年 3月	千葉地域公害防止計画策定(H19～H22年度)
3月	第二次千葉県環境基本計画策定 (H20～H30年度)
4月	環境政策室設置
6月	生物多様性基本法制定
21年 3月	エコアクション21認証を取得(H21. 3. 30)
12月	最終処分場恒久対策工事竣工(第3次第I期一般廃棄物最終処分場)
22年 2月	八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定
4月	改正土壤汚染対策法の施行(3,000m ² 以上の土地の形質変更時の届出等)
23年 3月	八千代市一般廃棄物処理基本計画策定(H23～R2年度)、八千代市災害廃棄物処理計画策定
3月	八千代市第2次環境保全計画策定、八千代市谷津・里山保全計画策定
6月	公共施設等における放射線量測定開始
7月	家庭用廃食油の清掃センター引き取り開始
8月	指定ごみ袋可燃用100袋導入
8月	放射性物質環境汚染対処特別措置法施行
11月	八千代市住宅用太陽光発電設備設置補助交付事業開始
12月	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、発生した指定廃棄物の一時保管を開始
24年 2月	放射性物質により環境汚染された土壤等の除染等の措置に関する対処方針策定
3月	千葉地域公害防止計画策定(H23～H27年度)
8月	家庭用廃食油の拠点回収開始
12月	リサイクル品情報コーナー掲示板設置
25年 3月	八千代市生活排水対策推進計画見直し
9月	食品の放射性物質検査開始
26年 3月	水循環基本法制定
4月	水資源保全全国自治体連絡会に入会
28年 3月	八千代市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)策定
7月	八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成金交付事業開始
10月	不燃ごみ・有害ごみ同時収集開始
29年 1月	市制50周年
3月	八千代市第3次生活排水対策推進計画策定

	3月	千葉地域公害防止計画策定（H28～R2年度）
	3月	八千代市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第4次（H28～R2年度）策定
	3月	八千代市第2次環境保全計画見直し
	3月	八千代市焼却施設基幹的設備等改良工事竣工
	30年12月	気候変動適応法施行
	31年3月	第三次千葉県環境基本計画策定（R元～R10年度）
	3月	八千代市一般廃棄物処理施設整備基本構想策定
	31年4月	「安全環境部」から「経済環境部」に組織を改編
令和元年10月		一般廃棄物処理手数料改定（消費税等の税率の引上げに伴い改定） <ul style="list-style-type: none"> ・し尿の処理手数料 ・動物死体の処理手数料 ・浄化槽汚泥の処理手数料 ・事業系一般廃棄物の処理手数料
	2年1月	一般廃棄物処理手数料改定 <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみの処理手数料 <ul style="list-style-type: none"> 清掃センターへ搬入するときの手数料について品目別の点数制から従量制へ変更 収集するときの手数料について900円の区分を新設 ・事業系一般廃棄物の処理手数料
	3月	八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針策定
	3月	人口20万人を超える。
	12月	2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言
3年2月		八千代市ゼロカーボンシティに関する行動指針を策定
	3月	八千代市一般廃棄物処理基本計画策定（R3～R10年度）、八千代市災害廃棄物処理計画策定
	3月	八千代市第3次環境保全計画策定

3 用語の解説

《五十音順》

〔あ行〕

アオコ

富栄養化現象の一つとして、湖沼面が緑色あるいは青色に変わる現象で原因は藻類の大量発生である。春先から夏にかけて発生することが多く、腐敗すると悪臭を放ったり、水産業等に多大な影響を与える。

アフターメダルプロジェクト

環境省において、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の成果をレガシーとして活用し、自治体、認定事業者等と連携した使用済み小型家電の回収促進に取り組むプロジェクトのこと。集めたリサイクル金属は、自治体等で開催されるスポーツ大会等のメダルなどに加工され再生利用される。

アルキル水銀（R-Hg）

エチル水銀、メチル水銀などがあり、メチル水銀は水俣病の原因とされている。猛毒で微量でも体内に蓄積されると中枢神経を冒し、手足の震え、言語障害、視力減退等の中毒症状を起こす。

硫黄酸化物（SO_x）

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質である。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO₂：亜硫酸ガス）であり、無水硫酸（SO₃）が若干混じる。環境基準は二酸化硫黄（SO₂）について定められている。硫黄酸化物は人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

一酸化炭素（CO）

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車である。一酸化炭素が体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。

一般廃棄物

廃棄物処理法で定められている産業廃棄物以外の廃棄物のこと。家庭から排出されるごみ、し尿、事業所から排出される紙くずなどを指す。

井戸諸元調査

井戸の深さ、採水口の位置、地下水位及び井戸管頭の標高を調査すること。この調査を実施することで地下水汚染の深度や地下水の流動方向が把握できる。

エコアクション21

環境省が策定した中小事業者などでも容易に取り組める環境マネジメントシステムのこと。ISO14001をベースとしつつ、取り組みやすいシステムであるため簡易版ISOとも言われている。審査登録費用もISO14001より低く設定され、二酸化炭素、廃棄物、水使用量の削減や環境活動レポートの作成・公表が必要事項となる。この取組を行った事業者が外部の審査を受け、認証を受けることで環境に配慮した活動を行っている事業者として登録される。

汚濁負荷量

河川水を汚濁する物質量をいい、主としてBOD（t／日）、COD（t／日）で表す。これは、都市排水及び工業排水などの汚濁源より排出される放流量とその水質濃度によって計算される。したがって、汚濁負荷量は水質のみでなく水量にも関係するため、汚濁が進めば放流河川の水域の状況によっては水質規制だけでは不十分である場合が考えられる。

温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）・メタン（CH₄）・一酸化二窒素（N₂O）・ハイドロフルオロカーボン（HFC）のうち政令で定めるもの・パーフルオロカーボン（PFC）のうち政令で定めるもの・六ふつ化硫黄（SF₆）・三ふつ化窒素（NF₃）の7種類を指す。

〔か行〕

家庭系ごみ

一般廃棄物のうち、家庭から排出されるごみのこと。

カドミウム（Cd）

重金属でメッキ工場などに多く使用されている。富山県神通川流域のイタイイタイ病の原因となった物質で微量でも体内に蓄積されると骨軟化症を引き起こす。

環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価とは一般的には開発行為が環境に及ぼす影響の程度、その防止策、代替案の比較検討などの開発行為に関する総合的な事前評価をいい、開発行為の環境に対する影響を事前に予知し、その悪影響を防止、制御することを目的としている。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準が定められている。

基幹的設備等改良工事

施設の基幹となる設備を大規模に改修し、施設の延命化を図る工事のこと。

規制基準

事業者がばい煙、汚水等を発生させる、又は排出する場合において、遵守しなければならない制限基準を指す。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準という。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、低価格や品質だけでなく環境への負荷が小さいものを選んで優先的に購入すること。エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギー・スターロゴの付いた製品や再生材料製品、詰め替え可能な製品等を優先的に購入すること。

クロム（Cr）

クロムはメッキ工場、石油化学工場などで多く使用され、その使用過程で六価クロムに化学変化して排出される。三価のクロムの毒性はほとんど無視できるが、六価クロムは猛毒で消化器、肺などから吸収されて浮腫、潰瘍を生じ、肺がんの原因になるともいわれている。

光化学スモッグ

塗料や接着剤などに溶剤として含まれている揮発性有機化合物や窒素酸化物が太陽からの

紫外線を受けて化学反応を起こすと「光化学オキシダント」という新たな物質が発生する。特に気温が高く、風が弱く、日差しの強い日は大気中の光化学オキシダントの濃度が上昇し、大気中に白くモヤがかかったようになり、この現象を「光化学スモッグ」という。人体への影響としては目がチカチカする、喉がいがらっぽい、息苦しい等人間の健康に悪影響を及ぼすほか、農作物への影響も見られている。

公共下水道

市街地における家庭や工場からの汚水を排除し、また処理するために地方公共団体が設置する下水道、終末処理場を指し、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域をいう。

〔さ行〕

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には安定型（建材廃材等）、管理型（汚泥等）、遮断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）がある。

産業廃棄物

廃棄物処理法で定められている燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、建設廃材、畜産農業にかかる動物の死体やふん尿など20種類の廃棄物のこと。事業者に適正な処理が義務付けられている。

シアン（CN）

メッキ工場や鉱山など青酸化合物を使用する事業場から多く排出される。シアン化カリ（青酸カリ）等で知られる猛毒物で致死量0.06gといわれている。

事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみのこと。

資源化

ごみとなったものを、そのまま又は分別・破碎処理等を行い、資源として再生すること。

自然圧密

堆積年代の新しい沖積層や盛土部分で生じる沈下現象。土粒子自体の重量により自然に圧密が進行する。

地盤沈下観測井戸

地盤沈下が地下のどの地層で生じているかを調べるための施設。通常二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量を測定する。

臭気指数

臭気濃度の常用対数値を10倍した値。人の嗅覚に対する刺激の強さに合う値となる。悪臭防止法では特定悪臭物質による規制地域にするか、臭気指数による規制地域にするか、市長が指定することとしている。（町村については町村長の意見を聞いて知事が指定する。）

臭気濃度

臭気が無くなるまで無臭空気でうすめ、それに要した空気希釈倍数をその臭気の臭気濃度という。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムからの脱却に向けて提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

循環型社会形成推進交付金対象事業

循環型社会形成推進地域計画に位置付けられたマテリアルリサイクル推進施設（プラスチック等の資源化施設など）や、エネルギー回収型廃棄物処理施設、最終処分場等の整備、既存のごみ処理施設の基幹的設備改良事業等が交付金の対象となる。交付率は、対象事業経費の3分の1、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については2分の1となる。

浄化槽

し尿や生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し放流する。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水と一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。

振動レベル

振動レベル計で測定して得られる振動の大きさを振動感覚に合うように補正したもの。単位はデシベルを用い、dBで表す。

水準点

土地の標高を表す標石で水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定するにはこの水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り変動を出す。

生物多様性

多様な環境が存在し、それぞれに多様な生物がいること。そしてさまざまな生物と環境が相互に繋がっていること。地球上には多様な生態系が存在し、それらが有機的に関連している（生態系の多様性）。それらを構成する多様な種が存在し（種の多様性）、同じ種の中でも様々な遺伝情報をもつた個体が存在する（遺伝子の多様性）。このように「生物多様性」は3つのレベルによって構成される概念である。

騒音レベル

騒音計で測定して得られる騒音の大きさを表す。一般的には、人の聴感に補正したA特性で測定される。単位はデシベルを用い、dB(A)で表す。

総水銀（T-Hg）

水銀による汚染状況を示す測定値の名称で水銀または水銀化合物の両者を合わせた値をいう。

〔た行〕

ダイオキシン類

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンなどの210種の有機塩素化合物の総称のこと。分解しにくい性質を持つことから、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有するとされている。

帯水層、難透水層

地層には大別して水を通しやすい砂の層と水を通しづらい粘土質の層があり、こうした地層が交互に堆積している。水を通しやすい層を帯水層（透水層ともいう。）といい、通しづらい層を難透水層という。また岩盤など全く水を通さない層を不透水層という。地表近くから順に第1帯水層、第2帯水層という。

大腸菌群数

大腸菌群は乳糖を分解して酸とガスを形成する好気性または通性嫌気性菌の総称である。大腸菌群が水中に存在するということは多くの場合、その水が人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものであることから水質汚濁の指標とされている。

脱硫

硫黄を含む化石燃料の燃焼に伴って排出される二酸化硫黄による大気汚染対策として燃料油中の硫黄分を取り除く方法（重油脱硫）と排煙中の二酸化硫黄を除去する方法（排煙脱硫）がある。これらの対策により、二酸化硫黄による大気汚染の状況は改善されてきている。

炭化水素（HC）

炭素と水素とからできているものを炭化水素といい、メタン、エタン、プロパン、アセチレン、ベンゼン、トルエン等がある。有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用され、主として塗装・印刷工場、化学工場やガソリンスタンド等の貯蔵タンク、自動車等から発生する。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

窒素（N）

空気の約78%を占める無色・無臭の気体。形態により有機性窒素、アンモニア性窒素（ NH_3-N ）、亜硝酸性窒素（ NO_2-N ）、硝酸性窒素（ NO_3-N ）に大別される。また、有機性窒素と NH_3-N をケルダール窒素（K-N）、すべての項目を含めたものを全窒素（T-N）という。水中の微生物の作用により、有機性窒素は NH_3-N 、 NO_2-N を経て NO_3-N に変化し、一部分は NH_3-N や NO_3-N の形で植物に吸収される。一般に生活系からの排水にはK-Nの割合が高く、リンとともに富栄養化の原因物質となっている。

窒素酸化物（NO_x）

窒素酸化物は石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の台所等、多種多様である。燃焼の過程では一酸化窒素（NO）として排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素（ NO_2 ）となる。環境基準は二酸化窒素について定められている。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく光化学スモッグの原因物質の一つとなる。

宙水

地下水が存在するまでの地層を通気帯というが、この通気帯の中に粘土層がある場合、狭い範囲で地下水がたまっていることがある。この地下水を宙水といい、その地層を宙水層という。

天然ガスかん水

天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で太古の海水が陸封されたものである。

等価騒音レベル

変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値。異なる音源からの騒音を合成したり、特定音源の寄与割合を求めたりといった演算ができる。睡眠影響や人に対する感覚的うるささとの対応にも優れているとされる。ある時間範囲Tの場合 $L_{Aeq, T}$ と表現。単位はデシベル。

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の約 5000 個の金・銀・銅メダルを、全国各地から集めた使用済み小型家電に含まれるリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクトのこと。東京 2020 組織委員会が主催し、東京 2020 大会をきっかけに、持続可能な社会の構築に取り組んでいる。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素など

不燃性で強力な洗浄力をもった安定性の高い溶剤として普及しており、主な用途として金属機械部品の脱脂洗浄、羊毛・皮革・塗料・ゴム・プラスチック等の溶剤として利用されている。これらの物質は炭素と塩素が化学結合したもので、揮発性有機化合物の一部である。

〔な行〕

鉛 (Pb)

重金属で蓄電池製造業などで多く使用され、人体にとって蓄積性の毒物。大量の鉛が人体に入ると急性中毒を起こして頭痛、嘔吐などが現われ死亡することもあり、少量の鉛が長期にわたって人体に入ると食欲不振、便秘、腹痛などが起こる。

〔は行〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として制定された法律。廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理基準の規定等を内容としている。

排出者責任

廃棄物処理法第3条において規定されている事業者の廃棄物についての責務のこと。事業者には、事業活動に伴い発生する廃棄物等について、自らの責任において、発生の抑制又は循環的な利用、適正な処分を行う責務を有するとされている。

ばいじん・粉じん

ばいじんは燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生し、粉じんは物の破碎、選別その他の機械的処理又は鉱物等の堆積に伴い発生し、飛散する物質である。

ビオトープ

最近は人工的につくられた植物や魚、昆虫が共存する空間を呼ぶことが多くなっている。しかし、本来はその土地に昔からいたさまざまな野生生物が自立して生息・生育し、自然の生態系が機能する空間のこと。

微小粒子状物質（PM）

浮遊粒子状物質のなかで粒径 2.5 ミクロン以下の小さなものを微小粒子状物質（PM2.5）と呼んでいる。微小粒子状物質は粒径がより小さくなることから肺の奥深くまで入りやすく、健康への影響も大きいと考えられている。

砒素（As）

銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物として得られる。ヒ素及びヒ素化合物質は強い毒性をもち、殺虫、駆虫剤等に使用されている。砒素を大量に摂取すると悪寒、嘔吐、下痢、脱水症状等の急性中毒を起こす。致死量は約 120 mg で少量ずつ長期にわたって摂取すると慢性中毒症状を起こす。

表層汚染調査

揮発性有機化合物は容易に気化する。この物性を利用して地表近くの地下空気を採取し、そのガス濃度を分析する調査をいう。この調査によって地下水汚染の原因などを把握することができる。

富栄養化

閉鎖性水域において河川などから窒素、リンなどの栄養塩類が運び込まれて豊富に存在するようになり、さらに微生物の作用で栄養を増すことをいう。

浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質は大気中に長時間浮遊している粒状の物質でその粒径が 10 ミクロン（1 cm の 1000 分の 1）以下のものである。工場・事業場の産業活動や自動車等の交通機関の運行に伴って発生するほか、土壤の舞い上がりや火山活動等の自然現象によって発生する。

プラスチック資源循環戦略

海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制に伴う国内の廃プラスチック貯留量増加等の幅広い課題に対応するために、令和元（2019）年 5 月に国が策定した、「3 R Renewable（持続可能な資源）」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。この戦略では、令和 12（2030）年度までに『リデュース：ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの累積 25 % 排出抑制』、『リユース・リサイクル：容器包装プラスチックの 6 割をリユース・リサイクル』、『Renewable：再生利用を倍増』といった目標を掲げている。

プラスチック製容器包装

商品を入れた容器や包装のうち、プラスチック製のもの。スーパーのレジ袋、食品などの包装フィルム、カップ麺の容器、シャンプーや洗剤のボトルなど。

〔や行〕

揚水施設

千葉県環境保全条例（平成 7 年千葉県条例第 3 号）の第 38 条第 3 号によると「揚水施設は

動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口（以下「吐出口」という。）の断面積（吐出口が2以上あるときはその断面積の合計）が6平方センチメートルを超えるものをいう。」と定められている。

〔ら行〕

リサイクル率

ごみ総排出量に占めるリサイクル量の割合を表す指標。なお、リサイクル量は、分別収集した資源物、不燃ごみ等中間処理後資源物、集団回収量の合計量を指す。

リン（P）

自然界においてはリン酸態のような化合物として存在し、通常全リン（T-P）が水質汚濁の指標として利用される。窒素とともに過剰になるとアオコの大量発生等の現象が起こる。

〔アルファベット〕

BOD（生物化学的酸素要求量）

水の中の汚染物質（有機物）が好気性微生物によって分解されるときに必要とされる水中の酸素量のこと、単位はmg/Lで表わされる。この数値が大きくなればその水中には汚染物質（有機物）が多く、水質が汚濁していることを意味する。

COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物など汚染源となる物質を酸化剤で酸化するとき、消費される酸素量をmg/Lで表わしたもので、数値が大きいほど水中の汚染物質の量も多いことを示す。

DO（溶存酸素）

水に溶けている酸素をいう。水温、気圧、塩分などが酸素量を左右し、汚染度が高い水中では酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすほか、水が嫌気性状態となって硫化水素やメタン等が発生し、悪臭の原因となる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、汚れを浄化するはたらきがある。

MPN（最確数）

確率論的に細菌の数を表わしたものをいう。

n g（ナノグラム）

10億分の1グラムを表す単位。

p g-T EQ/m³ (p g-T EQ/g)

空気1立方メートル（土壤1グラム）当たりに含まれるダイオキシン類が2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算してどれくらいの重量に相当するかを表す単位。

pH（水素イオン濃度）

液体中の水素イオンの濃度を表す値でpH7を中性とし、7より小さいものは酸性、7より大きいものはアルカリ性を示す。

ppm

容量比や重量比を表す単位。1ppmとは空気1m³中に物質が1cm³含まれる場合をいう。

ppmは、「Part per million」の略称で100万分の1のこと。

SS（浮遊物質）

水中に浮遊している不溶性の物質の量をいう。一定量の水をろ紙でこし、乾燥した後の重

量で数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

T E Q (Toxic Equivalents) =毒性等量

ダイオキシン類は塩素の数と位置によって多くの性質をもち、毒性も異なっている。その中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンを 1 として、それぞれの毒性を表す。その数値に各濃度を掛けた和をダイオキシン類濃度の T E Q 換算値という。

$\mu\text{ g}$ (マイクログラム)

100 万分の 1 グラムを表す単位。

4 R

リデュース（排出抑制・減らす）、リユース（再利用）、リサイクル（資源循環）の 3 R にリフューズ（発生抑制・断る）を加えたもの。4 R を推進することで、ごみの発生を限りなく少なくし、ごみの焼却や埋立処分による環境への負荷をできる限り減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（循環型社会）を目指す。